

|||お知らせ|||

平成22年度まつ毛エクステンション眼障害調査の 集計結果報告

社団法人日本眼科医会 医療対策部

高橋 和博・宇津見義一・藤堂 勝巳
魚谷 純・福下 公子・高野 繁

「日本の眼科」82：8号（2011年）別刷

（2011. 8. 20 発行）

社団法人 日 本 眼 科 医 会

|||お知らせ|||

平成22年度まつ毛エクステンション眼障害調査の 集計結果報告

社団法人日本眼科医会 医療対策部
高橋 和博・宇津見義一・藤堂 勝巳
魚谷 純・福下 公子・高野 繁

緒言

まつ毛エクステンションは、シルクや化学繊維などの人工毛を接着剤でまつ毛に付け、まつ毛を長くするあるいは濃くするなど美容目的で行われている。1990年代後半から2000年代前半につけまつ毛をきっかけに韓国で発祥し、本邦では2003年から2004年頃に導入され、毎日付け外しをしなくてはならないつけまつ毛よりも耐久性が高いことから施術例が年々増加している。

一方、本会の代議員会でも質問が寄せられていることに加え、平成22年2月までに国民生活センターに寄せ

られた相談件数は156件に上がり、これらのうち何らかの眼障害を受けている事例は154件報告されていた。ここ数年、国民生活センターへの相談件数が増加していることから、平成22年2月には国民生活センターから厚生労働省への情報提供が行われると同時に、消費者庁から厚生労働省へ、その対応が要請された。その後、厚生労働省から本会に対して「まつ毛エクステンションの眼障害の実態調査」の調査依頼があったが、依頼内容と本会の意向に相異があり、本会としては独自の調査を実施したのでその概要を報告する。

調査票 1 返送先 日本眼科医会医療対策部 FAX 03-5785-7676

まつ毛エクステンション眼障害調査

(平成17年1月1日～平成22年12月31日)

報告者 都道府県名 _____
医療機関名 _____
医療機関種別 (診療所 ・ 病院) どちらかに○をしてください
医師名 _____

症例報告

Q1 平成17年1月1日～平成22年12月31日までに、まつ毛エクステンションによる眼障害を1人以上経験されましたか?

- はい
 いいえ

Q2 複数受診者があつた場合、わかる範囲で記入してください。

() 人

Q3 眼障害例を扱われた先生にお聞きます。

眼障害の病名を教えてください(複数回答可)

- 眼瞼皮膚炎
 眼瞼縁炎
 角膜炎
 角膜炎
 点状表層角膜炎
 急性結膜炎
 睫毛脱落
 その他 ()

Q4 その他 (何かございましたら、ご記入ください)

* ご協力いただき、どうもありがとうございました。

図1

調査票 2 返送先 日本眼科医会医療対策部 FAX 03-5785-7676

まつ毛エクステンション眼障害調査【特定症例】
(平成23年1月1日～平成23年3月31日)

報告者 都道府県名 _____
医療機関名 _____
医療機関種別 (診療所 ・ 病院) どちらかに○をしてください
医師名 _____

症例報告 (受診日 平成 年 月 日)

問	質問項目	選択肢
Q1	性別 (○は1つ)	1 男性 2. 女性
Q2	年齢 (○は1つ)	1 9歳以下 2. 10歳～19歳 3. 20歳～29歳 4. 30歳～39歳 5. 40歳～49歳 6. 50歳以上
Q3	眼障害例名 (○はいくつでも) ・治療期間 (○は1つ) をご回答ください。	1 瞼腺皮膚炎 a 7日以内 b 14日以内 c 1か月以内 d 1か月以上 e その他 () 2. 眼瞼縁炎 a: 7日以内 b. 14日以内 c. 1か月以内 d. 1か月以上 e その他 () 3. 角膜炎 a 7日以内 b. 14日以内 c. 1か月以内 d. 1か月以上 e その他 () 4. 角膜炎 a 7日以内 b. 14日以内 c 1か月以内 d 1か月以上 e.その他 () 5. 点状表層角膜炎 a 7日以内 b 14日以内 c. 1か月以内 d. 1か月以上 e.その他 () 6. 急性結膜炎 a. 7日以内 b. 14日以内 c. 1か月以内 d. 1か月以上 e.その他 () 7. 睫毛脱落 a 7日以内 b. 14日以内 c. 1か月以内 d. 1か月以上 e その他 () 8. その他 () a. 7日以内 b. 14日以内 c. 1か月以内 d. 1か月以上 e.その他 ()
Q5	治療の有無 (○は1つ)	1 無 2. 有 (治療症の病名)
Q6	その他 (何かございましたらご記入ください)	

※ 症例報告はコピーしてご使用ください。

図2

方法

調査票 1, 2 を日本の眼科 81:12号 (2010) の 1594~1596 頁に掲載し調査を依頼した。

調査票 1 (図 1) は平成 17 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの期間におけるまつ毛エクステンションによる眼障害の経験の有無, 当該眼障害での受診患者数, 眼障害の傷病名などに関するアンケート調査票である。

調査票 2 (図 2) は平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの期間におけるまつ毛エクステンションによる眼障害の詳細調査であり, 性別, 年齢, 障害傷病名, 治癒期間, 後遺症の有無などに関するアンケート調査票である。

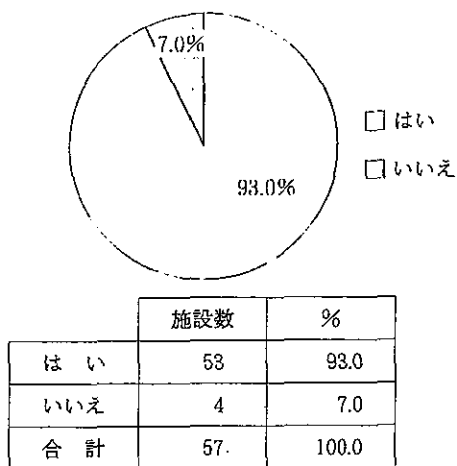
なお, アンケートに記載されたコメントについては, 原文のままではなく, 語句の統一など一部修正を加えている。

結果

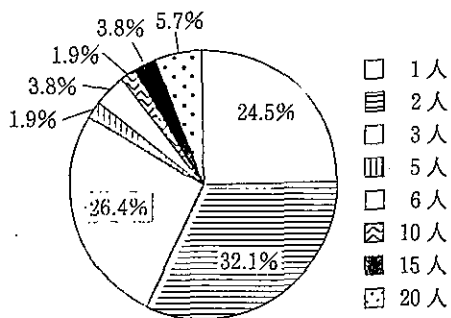
1. 平成 17 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの来院患者

57 の眼科医療機関から回答があった。患者総数は 206 人であった。病院が 4 施設, 診療所が 53 施設であった。

1) まつ毛エクステンションによる眼障害例の経験

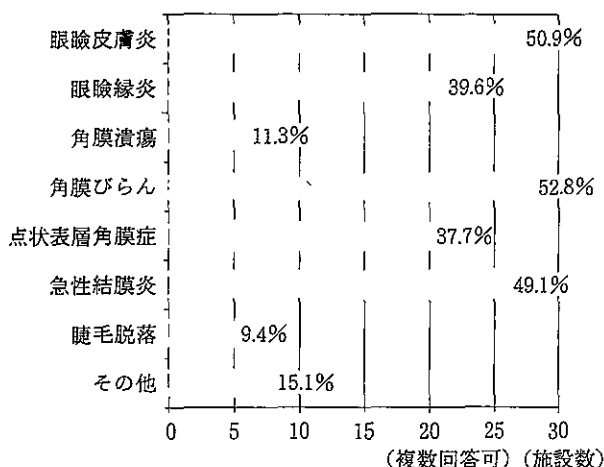


2) 受診者数



受診者数	施設数	%
1人	13	24.5
2人	17	32.1
3人	14	26.4
5人	1	1.9
6人	2	3.8
10人	1	1.9
15人	2	3.8
20人	3	5.7
合計	53	100.0

3) 眼障害の傷病名



眼障害名	施設数	発症頻度
眼瞼皮膚炎	27	50.9%
眼瞼縁炎	21	39.6%
角膜潰瘍	6	11.3%
角膜びらん	28	52.8%
点状表層角膜症	20	37.7%
急性結膜炎	26	49.1%
睫毛脱落	5	9.4%
その他	8	15.1%

4) コメント

代表的なものを以下に記す。

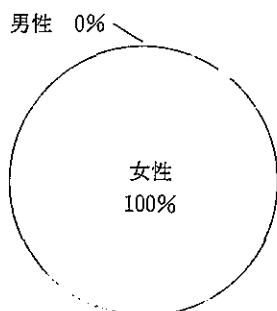
- ・両眼とも軟膏を塗布して1本づつはずした。取るのに良い方法はあるのか。本人は他の所でやった時は大丈夫だったが, 今回はやった日からおかしかったと言っていた。
- ・再診しないため, どのくらいで治癒したか不明。
- ・長くやるとマイボーム腺炎を生じてドライアイ, 巨大乳頭結膜炎もできる。

- まつ毛エクステンション、パーマ、アイプチ、アイライン、つけまつ毛の接着剤などアイメイクに関するトラブル(コンタクトレンズの汚れ、マイボーム腺機能不全によるドライアイ閉鎖不全)が多くなっている。綺麗にアイメイクされた患者さんを前にアイメイクの弊害を説明するのに苦労している。女子校にて講演の時にこういう話をすると反応が良く、家で母親にまで話をしてくれるよう啓発活動は大切だと感じている。
- 眼障害のリスクがあるということを事前に説明されている患者さんは一人もいなかった。まつ毛エクステンションを美容室、自宅サロンで行っているところがとても多くなっており危機感を覚える。
- 患者さんが「いたい」とエクステ後に店に言ったが、そのエクステのスタッフは「そりゃあ、いけんね」と言ったのみだったらしい。医療でないとこんないかげんでも通用するのかとびっくりした。
- 施術中に疼痛を訴えたが、エクステとは無関係と言われたとのこと。
- 平成10年7月よりコンタクトレンズの定期検査に來ている患者です。化粧品(アイメイク)でアレルギーが出現している(平成20年7月頃)。平成20年12月~平成22年4月24日エクステンション後に所見出現。弱い接着剤にかえても同所見を認めた。(現在妊娠のためエクステンションをやめている)
- 眼障害も問題ですが、CL検査においてもエクステしていると眼瞼翻転できずに苦慮している。
- 42歳女性。エステ担当者に成分を聞くも即答なし。数日後、上司来訪。成分の詳細は分からないとのこと。角膜上皮剝離は、1週間位で治癒したが、点状表層角膜症が数週残った。下方に角膜混濁が少し残った。

2. 平成23年1月1日から平成23年3月31日までの来院患者

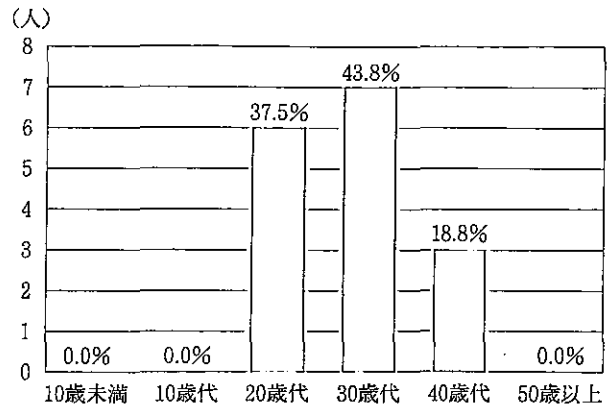
16の眼科医療機関から回答があった。すべて診療所であった。

1) 性別



	人数	%
男性	0	0.0
女性	16	100.0
合計	16	100.0

2) 年齢



	人数	%
10歳未満	0	0.0
10歳代	0	0.0
20歳代	6	37.5
30歳代	7	43.8
40歳代	3	18.8
50歳以上	0	0.0
合計	16	100.0

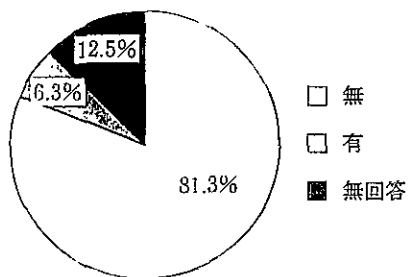
3) まつ毛エクステンションによる障害傷病名(複数回答可)

治療期間	治療期間					合計	%
	7日以内	14日以内	1カ月以内	1カ月以上	その他		
眼瞼皮膚炎	3	1	0	0	0	4	17.4
眼瞼縁炎	2	0	0	0	0	2	8.7
角膜潰瘍	0	1	0	0	0	1	4.3
角膜びらん	1	1	0	0	0	2	8.7
点状表層角膜症	4	0	0	0	0	4	17.4
急性結膜炎	6	0	0	0	0	6	26.1
睫毛脱落	0	0	0	0	1 ^(**)	1	4.3
その他	0	3 ^(**)	0	0	0	3	13.0
合計	16	6	0	0	1	23	100.0

* a すでに生えてきている

* b 結膜異物(エクステののり), アレルギー性結膜炎・マイボーム腺炎, アレルギー性結膜炎

4) 後遺症



受診者数	人数	%
無	13	81.3
有	1 ^(*)	6.3
無回答	2	12.5
合計	16	100.0

*a: 角膜実質混濁

5) コメント

疾病名	コメント
急性結膜炎	薬液による症状と考えられます
睫毛脱落	1年前に中止し、それから伸びているが2.3mm
角膜潰瘍	アレルギー性結膜炎+花粉? +1日使い捨てSCL
アレルギー性結膜炎	カラーコンタクト(頻回交換SCL)使用者
眼瞼皮膚炎・眼瞼縁	後遺症は不明。再来なし。

3. 都道府県別来院患者

1) 平成17年1月1日~平成22年12月31日

都道府県	患者数	都道府県	患者数
北海道	0	滋賀県	0
青森県	0	奈良県	0
岩手県	5	京都府	2
秋田県	0	大阪府	7
宮城県	1	和歌山県	0
山形県	0	兵庫県	26
福島県	2	岡山県	0
茨城県	5	広島県	0
栃木県	0	山口県	25
群馬県	1	島根県	0
千葉県	3	鳥取県	0
埼玉県	0	徳島県	6
神奈川県	6	香川県	0
山梨県	0	愛媛県	0

長野県	2	高知県	0
新潟県	0	福岡県	7
東京都	87	佐賀県	0
静岡県	3	長崎県	0
愛知県	1	熊本県	0
岐阜県	4	大分県	1
福井県	2	宮崎県	2
石川県	0	鹿児島県	0
富山県	3	沖縄県	3
三重県	2	合計	206

2) 平成23年1月1日~平成23年3月31日

都道府県	患者数	都道府県	患者数
北海道	0	滋賀県	0
青森県	0	奈良県	0
岩手県	1	京都府	0
秋田県	0	大阪府	1
宮城県	0	和歌山県	0
山形県	0	兵庫県	0
福島県	0	岡山県	0
茨城県	0	広島県	0
栃木県	0	山口県	0
群馬県	0	島根県	0
千葉県	0	鳥取県	0
埼玉県	0	徳島県	0
神奈川県	0	香川県	0
山梨県	0	愛媛県	0
長野県	0	高知県	0
新潟県	0	福岡県	1
東京都	9	佐賀県	0
静岡県	1	長崎県	0
愛知県	1	熊本県	0
岐阜県	0	大分県	0
福井県	0	宮崎県	0
石川県	0	鹿児島県	0
富山県	0	沖縄県	1
三重県	1	合計	16

考 察

平成17年1月1日から平成22年12月31日の6年間に1例以上のまつ毛エクステンションによると思われる眼障害を経験していた医療機関が53施設あった。経験した眼障害としては、角膜びらんが28施設(52.8%)と

一番多く、眼瞼皮膚炎 27 施設 (50.9%)、急性結膜炎 26 施設 (49.1%)、眼瞼縁炎 21 施設 (39.6%)、点状表層角膜炎 20 施設 (37.7%) がそれに続く代表的な眼障害であった。また重篤な眼障害である角膜潰瘍も 6 施設 (11.3%) の報告があった。

平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日の 3 カ月間にまつ毛エクステンションによると思われる眼障害で受診していた症例は 16 例の報告があった。全て女性であり、その年齢は 20 歳代から 40 歳代であった。また、まつ毛エクステンションによる眼障害の報告は、大都市のある都道府県からの報告が多く、美容施設の多い地域と重なっていると考えられた。障害傷病名としては、急性結膜炎が 6 例 (26.1%) と一番多く、眼瞼皮膚炎 4 例 (17.4%)、点状表層角膜炎 4 例 (17.4%) がそれに続く傷病名であり、角膜潰瘍も 1 例 (4.3%) あった。また、治癒の判断の難しい睫毛脱落 (1 年後に 2.3 mm 迄生えてきている) を除き、残りの眼障害は全例 14 日以内に治癒していた。

また今回の調査では、眼障害の直接的な原因については調査していないが、発症している傷病名から考え、エクステンションに使用していた人工まつ毛の接着不良による物理的な角膜表面への刺激あるいは、人工まつ毛の接着の際に使用している接着剤による科学的刺激・アレルギー反応が原因と考えられた。

おわりに

まつ毛エクステンションによる危害防止については、平成 20 年 3 月 7 日付け健衛発第 0307001 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知をもって、美容師法に基づく美容行為であり、届け出を行った美容施設にて資格を持った美容師が施術することを改めて通知徹底していること

ろであるが、現時点においてもエステ店やネイルサロンなどの美容院以外の施設における施術や美容師以外の施術者による施術がなされているようである。さらに最近では、これらの法規制に関連してか、まつ毛エクステンションを自己で実施する、自己まつ毛エクステンションを宣伝・指導している業者も出てきている。

一方、まつ毛エクステンションに使用される接着剤は、瞬間接着剤の成分であるシアノアクリレート系接着剤が使用されており、一部には医療用接着剤として使用実績のあるブチルシアノアクリレートやオクチルシアノアクリレートも使用されている。これらの接着剤は法的規制を一切受けておらず、全て雑貨として製造・輸入されていると思われ、成分表示もなされていないことが多い。使用部位や使用方法が比較的類似しているつけまつ毛に使用される接着剤については、家庭用品規制法 (有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律) にて対象製品として指定されており、ホルムアルデヒドの含有量が規制されている。

この様に法的整備が十分とは言えない環境下でのまつ毛エクステンション施術は危険であり、眼障害発生のリスクが高いと言わざるを得ない。従って、早急に、安全かつ適切にまつ毛エクステンションが施術できる方策が検討されることを期待する。と、同時に特に受診患者の多い地域の眼科医においては、まつ毛エクステンションの現状を十分に理解し、それに伴う眼障害の予防、治療に取り組まれることを切望する。

謝 辞

アンケート調査にご協力いただいた会員の皆様に厚く御礼を申し上げます。国民ならびに行政に示す貴重な資料として使用いたします。

